平成２５年（フ）第８４号
名古屋市中村区鈍池町１丁目28番地　コスモサンピア102号
破産者　神原　正宏
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０２３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目９番19号
破産者　齋藤　英子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１４号
大阪市生野区巽中１―25―12　ナティーノース303号室、住民票上の住所奈良市学園南１丁目５番６号
破産者　竹田順一郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９９号
大阪市港区波除４―７―11　バース波除702、開始決定時の住所大阪市港区弁天５丁目４番15号
破産者　永瀬　浩和
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９５号
大阪府枚方市野村中町45番19号
破産者　上田　一夫
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３３号
大阪市浪速区桜川２丁目10番２―1013号、開始決定時大阪市大正区泉尾３丁目20番28号
破産者　中村電機こと　中村　哲廣
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９２号
大阪府池田市畑３丁目12番11―201号
破産者　川人　　肇
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０１号
大阪市東淀川区大隅１丁目８番５号　大隅小谷マンション504号
破産者　若梅　輝美
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２２号
大阪市西成区鶴見橋２丁目７番11号、開始決定時の住所大阪市西成区長橋３丁目４番３号
破産者　中川　昌憲
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３５号
大阪府高槻市別所本町50番１―607号
破産者　塩山　博一
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４８号
兵庫県宝塚市伊孑志１―５―10グートピア逆瀬川401号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12―809号
破産者　西村　啓子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８７号
鹿児島県霧島市福山町福山4860番地、開始決定時の住所大阪市大正区千島１丁目17番７号
破産者　徳留　和則
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１９号
大阪府茨木市彩都やまぶき４丁目３番６号サンフォレスト103号、前住所大阪府高槻市塚原３丁目16番12―206号
破産者　浅井　龍雄
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７６号
大阪府茨木市宿久庄１丁目８番３号
破産者　今井　　勝
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目26番25号
破産者　泉本大二郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８１２号
大阪市西成区山王１丁目５番26―417号、前住所大阪市西成区太子１丁目２番13号　ニシキハイツ502号
破産者　永田　美雄
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９００号
大阪府豊中市西泉丘１丁目３番７―420号、前住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目８番４―402号
破産者　宮後　克弘
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部